

高知県立林業学校（大学校）同窓会規約

（名称）

第1条 本会は、高知県立林業学校（大学校）同窓会（以下「同窓会」という）と称する。

（事務局）

第2条 同窓会の事務局は高知県立林業大学校に置く。

（目的）

第3条 同窓会は高知県立林業大学校及び高知県立林業学校（大学校）同窓会の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 同窓会は、第3条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

（役員）

第5条

第1項 同窓会に次の役員をおく。

（1）会長 1名

（2）副会長 2名

（3）役員 各学年2名

（4）その他同窓会の運営に必要な役員

第2項 会長の任期は3年とし、会長は役員会で選出する。但し、再選を妨げない。

第3項 役員は学年により選出し、任期は特に定めないものとする。但し、本人の辞意もしくは他の立候補がある場合は各学年で協議のうえ、交代できるものとする。

第4項 副会長は会長が指名する。

第5項 会長は任期終了後も後任が選出されるまでの間は、その任務に当たる。

第6項 第1項に定める役員の他に役員会の承認を経て顧問を必要に応じて他の役員を置くことができる。

第7項 会長は役員会の承認を得て、事務局を中心に目的別委員会を組織し、それぞれ委員長を置くことができる。

（任務）

第6条

第1項 会長は、同窓会を代表し事務を掌理する。

第2項 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時は、その職務を代理する。

第3項 事務局は、会長の命を受け、事務を統括する。

（会費）

第7条 同窓会の会費は徴収しない。但し、総会・懇親会・イベントなどで必要に応じて

会費（参加費等）を徴収することが出来るものとする。

（会員）

第8条

第1項 同窓会の会員は、高知県立林業学校（大学校）の卒業生とする。

第2項 基礎課程と専攻課程の区別なく、同一年度の卒業生は同一学年の会員とする。

（総会）

第9条

第1項 総会は会長が招集する。

第2項 総会は必要に応じ、役員会の決定により開催する。

第3項 総会の告示は各学年代表を通じて行う。

（役員会）

第10条

第1項 役員会は年に1回、会長が招集し開催する。

第2項 役員会は第5条第1項に定める役員で構成し、同窓会の執行機関として運営の全般に当たる。

第3項 役員会における決定事項は、会報等を通じて会員に報告しなければならない。
その際に異議がある場合は、臨時役員会において協議するものとする。

第11条 この規約に定めるもののほか、同窓会の運営に関し必要な事項は、役員会において検討協議をして別に定めることができる。

（規約改正）

第12条 この規約の改正は、役員会において出席総数の3分の2以上の同意をもって行うことができる。

（除名）

第13条 林業学校（大学校）あるいは同窓会の名誉を傷つけたり、会員として相応しくない行為（犯罪や他の会員への迷惑行為）があったときは、役員会の決定により除名並びに総会への出席を拒否することができる。

附則 この規約は、平成28年12月1日から施行する。

附則 この規約は、平成30年11月10日から施行する。

附則 この規約は、令和2年11月14日から施行する。

附則 この規約は、令和6年11月30日から施行する。